

## 「第23回ユネスコ世界遺産マラケシ会議」

*The 23rd Session of the UNESCO World Heritage Committee in Marrakesh*

湘南総合研究所

深瀬 槇 雄

The 23rd Session of the UNESCO World Heritage Committee was held from November 29th to December 4th, 1999, in Marrakesh, Morocco.

Attending the Committee as an observer, the following is a firsthand account of the event.

This year's Committee was particularly noteworthy, especially in Japan, in that it was the first official world committee for the UNESCO's newly elected 8th Secretary General Koichiro Matsuura, the former Japanese Ambassador to France. A great deal of the international attention was directed to the fact that he was the first Secretary General to come from Asia, amid wide speculations that new lines concerning the World Heritage would be brought forward and adopted during the week.

This report is intended to outline and review the points discussed at the Committee, and in so doing examine the issues regarding what has become a subject of increasing attention in recent years--the designation and management of World Heritage properties.

99年、11月29日から12月4日まで、第23回ユネスコ世界遺産委員会会議が、モロッコのマラケシで開催された。

筆者はオブザーバーとして参加する機会を得たので、本誌面を借りて報告をまとめさせて頂きたい。

今回の会議が日本で特に注目されたのは、ユネスコの第8代事務局長に、前駐仏大使の松浦晃一郎氏が選出されて、初めての公式世界会議であった点である。さらにまた、この会議が世界の耳目を集めたのは、新事務局長が、アジアからの初の選出であることと、世界遺産に関わる新たな方針が打ち出されるとの観測が広まったことによる。

本稿は、マラケシ会議での検討事項を概説、点検しながら、ユネスコの活動の中の「世界遺産」の指定及び管理に関する問題点を考察するものである。

### 松浦事務局長スピーチ概要

松浦氏のスピーチは、会議の初日、出席58ヶ国（加盟国158）とNGO、取材報道陣の前で、仏、英語で行われた。

このスピーチは、世界遺産が今日かかえる問題点を適確に指摘していると思われるので以下に抄出する。

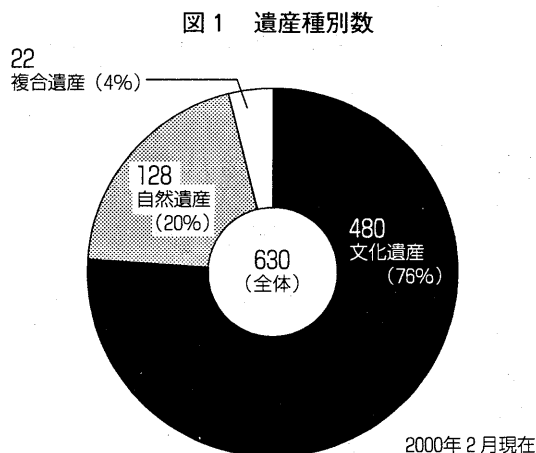
- ① 現在指定されている世界遺産地域である「文化遺産」「自然遺産」「複合遺産」の数のバランスに偏りがあり、地域的にも偏りがあるので、その是正をはかる。
- ② 21世紀には、文化、自然、複合の各遺産概念の他に、「文化的景観（Cultural Landscape）」の指定を推進する。
- ③ 今後指定する地域の選考に当っては、その地域の法的保護、管理計画の整備の有無、確立などの点を重視する。
- ④ 世界遺産条約締約国（158ヶ国・2000年現在）に比例して、委員会国（21ヶ国）の割合が適正であるかどうかを検討する。
- ⑤ 委員会及び条約の信頼性を高めるための方途を検討する。
- ⑥ 一般の人々の世界遺産への認識を高め、又、世界遺産保護についての学校教育面での周知、理解の推進をはかる。

### 種別と地域バランスの是正

- ①現在の指定地域のバランスの是正とは、他の遺産に比べて、「文化遺産」の圧倒的多数のことを意味している。

今回のマラケシ会議でも新たに指定された48（33ヶ国）地域中、35ヶ所は文化遺産である。（日本の日光もこの範疇にはいる。）

遺産全体でみると図1の如く、630ヶ所（118ヶ国）の全地域の中、文化遺産480ヶ所、自然遺産128ヶ所、複合遺産22ヶ所となる。（第1回の指定は78年、ドイツのアーヘン大聖堂やセネガルのゴレ島など12ヶ所）



文化遺産（Cultural Properties）には6つの制定基準があり、以下の如くである。

- (1) 人類の創造的才能をあらわす傑作である。
- (2) 時代を超えて人類の文化の発達に影響を与えた建築、技術、記念碑、都市計画や景観など。

- (3)現存するか、又は既に消滅した伝統や文明の手がかりを示すもの。
- (4)歴史の重要な段階を示す見本としての、建物、建築様式、技術的調和物、景観。
- (5)存続が危ぶまれる文化を特徴づけるような伝統的集落。
- (6)普遍的な重要性を持つ事件、歴史、伝統、思想、信仰、芸術、文化的作品と明白に関連するもの。

- (1)は、例えばカンボジアのアンコール遺跡、インドのタージ・マハル、京都の寺などが入る。
- (2)は、日本の厳島神社、ブルガリアのイバノボ岩窟寺院など。
- (3)は、ペルーのナスカ地上絵やエルサレム旧市街など。
- (4)は、ドイツのフェルクリンゲン製鉄所やアイアンブリッジ渓谷など。
- (5)は、中国敦煌石窟や、日本の白川郷合掌造り家屋など。
- (6)は、アメリカのフィラデルフィア独立記念館や、日本の広島原爆ドームなど。

自然遺産 (Natural Properties)には、4つの制定基準があり、以下の如くである。

- (1)生命の記録、地質学的過程、自然地理学的特色など、地球史の各段階を表すもの。
- (2)陸上、淡・海水域の生態系の進行発展の生態学、生物学的過程を表すもの。
- (3)ひととき優れた自然美や、美的要素を持つ自然現象や地域。
- (4)科学、保護的見地から、絶滅の恐れのある種や多様な野生生物の生息地。

- (1)は、アメリカのグランド・キャニオンやカナダのイナソール州立公園など。
- (2)は、エクアドルのガラパゴス諸島や、日本の白神山地など。
- (3)は、ブラジルのイグアス国立公園や、ネパールのサガルマータ国立公園など。
- (4)は、オーストラリアのグレート・バリア・リーフや、コンゴのベルンガ公園など。

複合遺産 (Mixed Properties) は、自然と文化の両方の要件を満たしているもので、当初から複合遺産として登録される場合と、はじめは、自然、文化のカテゴリーで登録されその後、他方の遺産としても評価されて複合遺産となる場合がある。

現在は22ヶ所、代表的なものは、ニュージーランドのトンガリロ国立公園や、ペルーのリオ・アビセオ国立公園とマチュ・ピチュ歴史保護区など。

### 文化的景観とは

②は、松浦氏が指摘した遺産のバランス是正のために、現在考えられている方策で、「文化的景観」の指定を積極的に進める方向である。

文化的景観 (Cultural Landscape) とは、1992年に新しく登録基準に導入された概念で (第16回サンタフェ会議)、人間が自然を利用して作り出した景観を意味し、いわば人と自然の共同作品のことである。この新基準によって登録されたものは、ポルトガルのシントラの景観、チェコのレドニツェとバルティツェの景観、オーストリアのハルシュタットとダッハシュタインの景観などがある。前述したニュージーランドのトンガリロ国立公園などは、「複合遺産」であると同時に、「文化的景観」を持つ、優れた地域としての評価も合わせ持っている。標高3000mのルアペフ火山を中心とする広大な台地は、先住民族であるマオリ人が、聖地として守り続けてきたも

のである。

文化的景観という新たな概念の導入によって、ふくれすぎて手づまりの状態となった文化遺産偏重の方向に、別の道が開かれることとなった。

文化遺産の手づまり状態とは、例えば日本を例にとると、奈良、京都の社寺が指定を受けると他の地域の社寺は、同様のものとして、指定を受けにくくなる点である。事実、日本が申請打診した「彦根城」は、それ以前に指定を受けていた「姫路城」と同様の城郭建築であるとして、事前却下されている。

このことは、遺産決定条件の厳密さを担保する上では有効的であるが、他方、既指定地域や物件以上に、ユニークで優れたものに対する認識や再考には不都合となる。

日本には、奈良、京都以外にも、独自の文化歴史的価値を持ち、世界的に優れた宗教的建築や地域は多い。にもかかわらず、申請が遅れたためや、同範疇と見られたために、指定を受けられず、そのことによって、二流の物件とみなされてしまうという弊害を生じることとなる。

その点での救済策として、文化的景観の新基準が注目される所以である。

### 管理の重要さ

③で指摘された法的保護、管理計画の整備の重視とは、指定を受けた後に、保護管理上の問題が発生し、遺産の状態が悪化する地域が見られるようになったことへの危惧である。今回のマラケシ会議の席上でも、ブラジルとアルゼンチンのイグアスの滝で著名なイグアス国立公園の中を道路が貫通し、地域が分断されたため危機リストに加えられた。

「危機リスト (List of the World Heritage in Danger)」とは、自然災害や、武力紛争、各種開発事業、環境悪化などによって、滅失や破壊など深刻な危機にさらされ、緊急の救済措置が必要とされる遺産物件のことである。

世界遺産条約の第11条4節には、遺産委員会は、次の条件が満たされた場合に、危機リストに登録できると、ガイドラインが示されている。

- 世界遺産であること。
- 重大かつ特別な危機にさらされている。
- その保全に重大な作業計画が必要。
- 条約にもとづく援助が要請されている。

危機リスト入りは、当該国にとっては、不名誉と認識されるため、委員会が紛糾することがままある。一昨年の京都会議に於て、オーストラリアのカカドウ国立公園内に、ウラン鉱開発が進行し、委員会で検討課題となったが、当のオーストラリア政府は、危機リスト入りを回避するため、調査期間の延期を主張、すでに調査に当たっていたICROM (文化財保護修復研究国際センター・International Center for the Study of the Preservation and Restoration of Cultural Property) や、IUCN (国際自然保護連合・International Union for Conservation of Nature and Natural Resources)、ICOMOS (国際記念物遺跡会議・International Council of Monuments and Sites) による合同調査団との間で、遺産の救済と保護をめぐる激論がかわされた経緯があった。

また、「世界遺産条約履行のための作業指針」には、下記の二つの基準の少なくとも一つに合致すると認定した時には、委員会は危機リストに登録することが出来ると定められている。

## [文化遺産]

### 顕在化した危機

(a)材質の重大な劣化 (b)構造あるいは装飾的特徴の重大な損壊 (c)建築上または都市計画上の一貫性の重大な損壊 (d)空間、環境の重大な損壊 (e)歴史的真正性の重大な滅失 (f)文化上の意義の重大な滅失

### 潜在的危機

(a)遺産の保護の程度を減少させるような法的地位の変更 (b)保全政策の欠如 (c)地方計画の危険な影響 (d)都市計画の危険な影響 (e)武力衝突の勃発またはその恐れ (f)地理学的、気候的、またはその他の環境要因による段階的変化

## [自然遺産]

### 顕在化した危機

(a)法的に保護が確立されたその遺産が所有する、絶滅の恐れのある種またはその他の優れて普遍的価値のある種の生息数の、疾病のような自然的驚異あるいは密漁のような人為的要因による重大な減少

(b)入植、ダム建設、産業開発、環境汚染、伐採等による遺産の自然美あるいは学術的価値の重大な損壊 (c)遺産の完全性をおびやかす境界地域または上流地域における人為的浸食

### 潜在的危機

(a)その地域の法的保護状態の改変 (b)遺産内での、あるいはその影響が遺産を危険にさらすような範囲内での再定住計画や開発計画 (c)武力衝突の勃発またはその恐れ (d)管理計画がない、または不適當あるいは実施力の不十分

以上のような条約及び作業指針の定義にもかかわらず、遺産申請は潜在と顕在とを問わず、危機的要素を隠すか過小評価して行われることがままある。それは、遺産指定による地域振興や観光収益増、文化度発露などの当該国の利益誘導的要求によることが多い。この場合、遺産指定後は、保護管理に対する措置はおろそかにされ、当該国の主たる行動目標は、次の地域申請のみに向かうこととなる。

遺産の危機リスト入りが増加することはもちろん、危機リストの検討が増加することは遺産価値の崩壊をもたらし、結果的には世界遺産全体の信頼性を失わしめることとなる。

マラケシ会議では、この点に危惧が表明され、フランスの申請した「ロアール渓谷」が却下された。

フランスが文化的景観として申請した「ロアール渓谷」は渓谷とそこに点在する古城との絶妙な美的バランスで有名な地域で、下馬評も高く、申請の調査、報告を担当するICOMOSの事前審査も通り、指定は当然と思われていた。

ところが、渓谷の周辺に原発の開発計画があることが判明し、会議では反対意見が続出することとなった。原発の立地は渓谷の範囲の中ではなかったが、渓谷と隣接する地域にあった。フランス政府代表は、そのことを免責理由として力説したが、結局、却下となったのである。このことは、当該国のフランスのみならず、ICOMOSにとっても重大な認識の齟齬が指摘されることとなり、本年4月、イギリスで文化的景観の作業指針見直しを行なう会議を持つ事態となったのである。

文化的景観の基準見直しの論調は、マラケシ会議全体を通じての主要トーンとなり、日本の日光に対しても、南西部の遺産境界部分での開発への、十分なモニタリングの必要が、表明された。

文化的景観は、その性質上、かなり広大な地域が想定されることが多く、又人間が自然に対してはたらきかけて形造られたものである為、現状が将来的に変化する要素を含んでいる。その変化の要因の中に、何を入れ、何を入れないか等、未検討部分が多い。そのためフランスの申請に危惧の念を表明した、伊、豪、英、フィンランド、タイ、などが中心となり、フランスを加えて、分科会を開催し、その結果をICOMOSに報告することが決定された。

マラケシ会議では、新たに48ヶ所が登録決定となったが、数が多すぎるとの批判があり、(京都會議では38ヶ所)、ICOMOSの審査基準の甘さが指摘されたのである。遺産申請物件の評価のためには、調査のためかなりの費用と時間がかかり、一週間程度の会議では審議が手薄であるとの懸念も表明された。

次回の会議からは、指定基準が厳しくなることが十分に予想される。

### 委員会国の役割

④に述べられている条約締約国 (State Parties) と委員会国 (The Representatives elected by the General Assembly of State Parties to the Convention) との割合とは、条約締約国数が1975年の条約発行時には21ヶ国であったが、現在は158ヶ国にまで増加しているにもかかわらず、業務推進の任に当る委員会国の数が、条約発行時の加盟国数である21ヶ国のままで良いのかとの問題である。

ちなみに条約発行時の21ヶ国とは、アメリカ、エジプト、イラク、ブルガリア、スーダン、アルジェリア、オーストラリア、ザイール、ナイジェリア、ニジェール、イラン、チュニジア、ヨルダン、ユーゴスラビア、エクアドル、フランス、ガーナ、シリア、キプロス、スイス、モロッコの各国である。

日本の参加は1992年まで遅れ、126番目の締約国となった。この日本の条約批准の遅れの理由とそれが尾を引く問題点については後述する。

さて、全締約国が参加する権利を持つ「世界遺産会議 (The World Heritage Committee) は、実質的には選挙で選出された21の「委員会国」がハンドリングを行うのが実状である。

「委員会国」は、新たな申請のリストを作成する他、遺産保護のための国際的援助の供与などを決め、その決定は「世界遺産会議」で出席国3分の2以上の多数決を経て正式のものとなる。

委員会国の任期は6年、2年ごとに3分の1の7ヶ国が交代する仕組みである。この委員会国の中でも、特に事務局担当国(7ヶ国)の権限は強く、申請リストは、実質的にこの7ヶ国によって事前審査されているのが現状である。

現在の事務局担当国は、オーストラリア、フィンランド、ギリシャ、ハンガリー、モロッコ、メキシコ、ジンバブエ。日本は昨年までは委員会国の、一員であったが、今年の選挙で再選されなかった。ユネスコ事務局長を送り出した国で、しかもすでに委員会国を経験している日本は、自発的に立候補を断念すべきだとの声が多い中で、無理に選挙に望んだ日本の戦略のまずさが印象づけられた感がある。

2001年までの任期の全委員会国名を挙げれば、以下の如くである。中央アフリカ、オーストラリア、ベルギー、ベニン、カナダ、中国、コロンビア、キューバ、エジプト、エクアドル、フィンランド、ギリシャ、ハンガリー、イタリア、マルタ、モロッコ、メキシコ、ポルトガル、韓国、

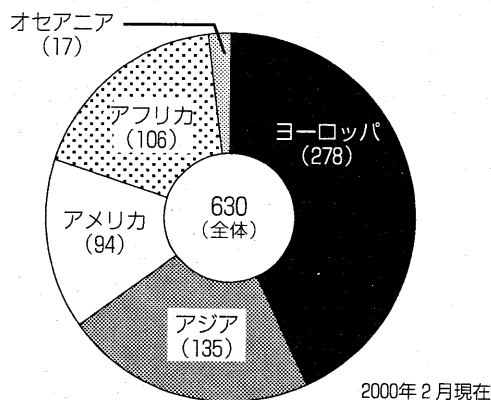
タイ、ジンバブエ。

やはり欧州の多さと、アフリカ、南米に比較してアジアの少なさが目立っている。

このことは、今回の新リスト申請の圧倒的な数が（48件中28件）西ヨーロッパに集中したことにも表れ、委員会国内での選考方法が批判を集めることとなった。

世界遺産の指定物件の現状を地域別に見ると図2の如くなる。

図2 遺産地域別数



特に突出しているのは、イタリアの31件、ギリシャの16件、イギリスの18件、スペインの30件、ドイツの22件、フランスの27件、ロシアの13件などである。遺産全体の44%を超える件数がヨーロッパに集中している状態は単に数だけの問題ではなく、選出思考の根幹にヨーロッパ文明中心主義が色濃いと批判の根拠を形成する。

このことは、委員会国の構成に疑問が呈されることとなり、今回のマラケシ会議で、すでに委員会国を経験した国は、再度立候補しないことが申し合わされた。

6ヶ年という任期の長さの問題とともに、リストの地域バランス是正について、カナダを議長国としての今後の継続討議議題となったのである。

## 理解と協力

⑤は云うまでもなく教育を中心とする理解促進である。

遺産条約の第27条及び第28条に於て、教育事業計画について次のように規定している。

### 〈第27条〉

1. 締約国は、あらゆる手段を用いて、特に教育及び広報事業計画を通じて自国民が世界遺産を評価し、尊重することを強化するよう努める。
2. 締約国は、世界遺産を脅かす危険並びにこの条約によって実施される活動を広く公衆に周知させることを約束する。

### 〈第28条〉

この条約に基づいて国際的援助を受ける締約国は、援助の対象となった物件の重要性及び当該国際的援助の果たした役割を周知させるため、適当な措置をとる。

遺産の申請は、国レベルで行われるため指定による一時の興味が薄れると、その保存や管理、必要性についての認識が、一般の国民レベルまで浸透しない傾向がある。

さらに指定による地域振興や観光面での効果のみに焦点がしぼられ、世界的文化への貢献などの基幹コンセプトは、ともすれば忘却されがちである。

日本では、奈良の広域指定を受けて、今春、奈良大学が文学部の中に世界遺産コースを新設したが、国立大を中心とする高等教育はもちろん、初中等教育のステージでも、何らかの方途が講じられるべき時期を迎えていると言えよう。

以上、松浦局長のマラケシ会議でのスピーチを軸に、現在の世界遺産の抱える各種の課題を考察した。

次に、遺産申請の候補地選定システムの現状と日本国内の問題点を検討する。

### 遺産申請の手続きとその問題点

遺産選定上の課題は大きく二つの段階に分れる。

一つは、申請国内部での決定システムの問題であり、二つは、ユネスコ世界遺産委員会での問題である。世界遺産委員会での問題点は前章までに概説したので、ここでは、主として遺産申請国、特に日本のシステムについて考えてみたい。日本国内での遺産リスト（暫定リスト）決定までのプロセスは次のようになる。

- (1) 各地域の申請に向けた運動体の活動（民間団体が中心となる）
- (2) 県レベルでの候補地しぼり込み
- (3) 県は調査結果をまとめ、申請書の作業指針に基づいて、国の窓口である文化庁の担当窓口（記念物課）に申請する
- (4) 文化庁は、各県からの候補推薦地の中から諮問委員会などでの検討を経て、暫定プランを作成する
- (5) 文化庁は、暫定プランをもとに、各省庁連絡会（外務、運輸、建設、環境、林野、総理府）での協議を経て、暫定リストを決定（日本は1992年に暫定リストを決定、それによれば、現在、鎌倉、彦根、沖縄が決定されている）

このプロセスに於ける問題点は、各地域の運動母体同志の相互検討が全く考慮されず、情報開示による一般市民の参加も期待されていない点である。従って一般市民は、ユネスコでの決定が公表されてはじめて、公式に遺産の指定を知らされることとなる。地域の運動母体も、自己地域以外のことは十分に情報を与えられず、他地域との競争的緊張の中での、当確情報の争奪戦の様相を呈する。

そこでは、世界の文化や自然保全に対する自他地域の相対的認識評価は生ずることなく、また、年毎に変化するユネスコ内部でのリスト概念に関わる新情報も、十分に周知されることがないのである。暫定リストは、当該国からユネスコ世界遺産センターに提出されるが、いつ、どのような順番で、どの地域が提出されたのかは、原則的に公表されない。もちろん当該地域には情報はもたらされるが、その範囲は暫定リスト決定地域のみであって、これから活動を開始しようとする地域や、運動団体が未だない地域には、何の積極的周知もないのである。純粋に運動を展開してきた地域住民は、県のレベルに入って以降は、云わばブラックボックスからの裁定をひたすら待つことが、表向きの態度となる。もちろん、そんな安易な運動では、数多くの他地域との競合に勝ち残れないとの危機感から、巷間ささやかれている様々の揣摩憶測が飛び交うこととなる。



筆者の仄聞した実しやかな風評の中には、今回の日光の申請書作成には天下った中央からの複数の役人が力を発揮したとか、沖縄の暫定リスト入りは、超法規で、すでに官邸が決定しているとかの類いがある。

風説の信憑性云々よりも、何ゆえ、この様な憶測がささやかれるのかが問われるべきであろう。その第一の原因は、暫定リスト決定のプロセスに関する情報開示の遅れであると云わざるを得ない。

折角、骨身をけずって、地域への愛情と、世界貢献のために運動を展開した候補地の真正性と信頼性をそこなわない為にも、適確で明瞭な選定経緯が、国民全体に公表される方式を模索すべきである。さらに、大多数の国民は遺産はユネスコが選別し決定するものだと認識しているため、日本国内での選考が基であることを知らないのである。そう思わせたままの方が、作業が楽だと考えている文化庁の姿勢は、怠慢といわざるを得ない。

県レベルでの選定方式にも問題がとりざたされている例がある。それは、遺産価値に対する真剣な討議、調査を横に置いて、地場振興の具に供せんとする行政の姿勢である。

例えば和歌山県は、「熊野博」なる地域イベントを企画実施し、その態勢固めと、知事選での人気取りのために、「熊野」を遺産に推薦することを決めたと云われている。現在、遅れて運動を始めた「高野山」との間の調整に苦慮し、2ヶ所同時の申請を図っていると伝えられているが、本来、歴史的にも文化的にも関連のない地域を、無理に融合させることは、世界遺産の真正性を著しく侵害する愚策とすべきである。

ユネスコ世界遺産委員会の発表している「世界遺産条約、履行のための作業指針」には、策定の一般的原則として次の様な表現がある。

- 条約は特に普遍的価値を有すると認められる文化、自然遺産の保護を講じるものである。それは重要な価値があるものなら全て保護することを目指しているのではなく、それらのうちで世界的視野から見て最も傑出したものについての選抜リストを設けるにすぎない。
- 現在、文化遺産への推薦が余りにも多くその処理が困難なため、委員会は締約国に対し、その推薦地が、今までのリストですでに代表されている種類のものではないかという点を考慮し、推薦の提出を自発的に制限することを求めるものである。そうすることにより、リストはより普遍的、網羅的なものになるであろう。

以上のような作業指針の内容をみるかぎり、過去に日本が暫定リストに選出した「彦根城」が、却下されるのは予測可能ではなかったろうか。国の担当部局の戦術ミスが、地域の運動に水を差した例である。

また、“世界的に最も傑出したもの”との基準は、厳しく重い。行政の御都合主義が先行する和歌山県の如きは、著しく遺産の信頼性を傷つけるものである。

#### マラケシ会議の残したもの

今回の会議では多岐に渡る問題点が話し合われた。就中、特に強調された検討課題は、①リストのバランスの是正 ②決定プロセスの厳密さ ③委員会国など決定機構の体制の見直し ④新基準による登録を増やすために、既暫定リストの抜本の見直し ⑤保護、管理の充実、以上の5点である。

日本は、92年まで条約批准が遅れ、先進国の中ではかなり後発の参加国である。批准が遅れた

理由は、「負の遺産」と呼ばれる、文化遺産の第6番目の基準によって、広島が選ばれる可能性が強まっていたからに依る。

アメリカや中国などの反発を恐れた当時の外務当局は、条約締結に消極的であった。このようにその出発時からの、政治的思惑が、日本の姿勢をおよび腰にしたのである。官僚中心の発想と行動パターンは、今日に至るも継続している。

それは、今までみてきたように、暫定リスト決定プロセスに於ける、官主導の作業形態が如実に物語っている。

一方で、時代は大きく変化し、地球レベルでの自然や環境保全の必要性和、固有文化の保持の重要性が、強く認識されるようになった。この世界的風潮の中で、世界遺産への一般国民の関心は急速な高まりをみせる。同時に遺産の有り方をめぐって、様々の問題点が指摘されはじめる。このことは、遺産に関わるマネジメントが、従来型の官製機構では円滑に作用しなくなったことでもある。NGOや、民間運動体の声を汲み上げることなく、密室での作業では、遺産の価値保全が困難となったのである。

遺産に対応する日本型のシステムが壁に直面したと言える。

しかしながら、世界遺産に関わるものは、ユネスコ全体の仕事からみれば、ほんの一部分にすぎない。従って、ユネスコ（国連教育科学文化機関）自身の抱える諸問題は、世界遺産の運営に深く影を落とす。

その最大の問題とは資金難と組織疲労である。84年のアメリカの脱退（世界遺産など個別プログラムには参加してはいるが、ユネスコの全体的活動からは離脱）に伴って、米国拠出金（全体の約3割）は失われたままである。米国資金の消失と加盟国の分担金未払いなどのため、この10年間のユネスコ予算は実質的にマイナス成長である。

ユネスコの予算制度は2年制で、98年～99年の通常予算は約5億5千万ドル（約6百億円）、この他に、各国が任意拠出金を出し、個別のプロジェクトに対応している。米国脱退による資金の目減りは、日本が肩代わりしているのが現状（日本は最大の拠出金国である）。又、前事務局長マヨール氏時代に肥大化した組織と規律のゆるみ、不明朗な人事などによって、指揮系統は混乱し、内外から組織疲労が指摘されている。

ユネスコ職員は大学出身者が多く、平均年齢も49歳と高く、その公家集团的閉鎖性が実務力を奪っているとの批判も多い。

マヨール氏時代は、情実採用などによる特別コンサルタントが100人を越える多数に上り、そのお供を連れての海外視察は、大名旅行ばりで、人権費は予算全体の6割を占めた。

専門性のタコツボに盤踞する公家集団が、188ヶ国の加盟する政府間組織（ユネスコ）の権威を纏うとどうなるか、そのことの具体的反映が、現在のユネスコ活動のゆきづまりの表れである。「ユネスコは何をやっているのか分からない」との声が多いのは、南北問題、民族宗教問題、消失の危機にある地域文化や無形文化の保全など、ユネスコ設立時代とは質的に異なる状況に適確に答えていないことによる。

実務力の低下による指揮命令系統の乱れは、各加盟国の独断的行動を惹起させることとなり、個別の非効率な官僚型システムを生んでいるのは、日本の世界遺産選定プロセスでもみられる通りである。

第2次世界大戦後、「心の中に平和のとりでを築く」との理念で出発したユネスコが国連活動の中でカバーすべき分野は、教育、文化、科学、コミュニケーションの広きにわたる。

本稿のテーマである世界遺産に限っても、冷戦後の世界政治の先ゆきの不透明さ、民族や宗教対立、南北問題に象徴される地域格差、多様化し統一思潮を持ち得ない価値観など、遺産そのものの信頼性をゆさぶる新たな現象が頻出しているのである。

事務局長を引き受けた人物を支えるべき責務を荷なう日本は、これらの諸課題に積極的に取り組まねばならない。

国連は、ユネスコの主唱により、今年2000年を「平和の文化国際年」と位置づけた。このスローガンは、戦争の世紀と呼ばれる20世紀への強い反省の念から起案された。しかし同時に単に平和を、戦争なき状態ではないとらえた故に、“文化”の文言が加えられたのである。その意味で、これからの世界遺産事務当局の課題とは、なによりも、新たな文化観の構築に向かつての提言性ある討議である

エジプトのヌビア遺跡群（Nubian Monuments）を開発から守る運動を母体として始まった、世界遺産の保存活動は、その当初から有形の建造物を中心とする西洋型文化を思想的基盤として持つ。しかし、文化は、有形のもののみではない。日本が地勢的に属するアジアの文化は、伝承性を重視し、自然との融合を理想とする無形文化の側面も強い。

ものの真正性や歴史的価値、絶対美など、眼にみえるものに価値を置く、西洋型文化は、石と鉄など耐年性を持つ素材を得意とするが、アジア型文化は、自然の生々流転を受け入れ、自然即美とし、その素材にも草木などの自然物そのものを用いる。それは、物の価値ではなく、物を貫徹して流れる精神を重視する哲学である。

このことは、歴史的建造物の保存を第一の活動目標に掲げて来た、従来の遺産委員会の作業方針とは大きく異なる。これから指定する遺産に、どのようにして無形のものを含有し、その実証性の証明と保存管理はどうあるべきか。

これらは全く未知の領域である。だが、この未知の領域に踏み込まない限り、遺産活動の、将来的で地球規模の発展は望むべくもないのである。

その為には、早急に専門家を中心とする国際的知的ネットワークを構築し、専門家会議など必要な研究体制を立ち上げるべきであろう。

目下、日本を中心として「聖山会議」の企画が進行中である。この会議は、自然と宗教の合一性を歴史的に展開させてきたアジアでは、格好のテーマである。この会議の効果的実施に期待したい。

日本が提言すべきもう一つの課題は、ネイション・ステイトを基盤とする政府間組織であるユネスコに、いかに非政府組織（NGO）などの民間運動体を取り入れるかの、悩ましいが、喫緊性あるテーマである。

専門家集団の集まりの中に、民間の活力を取り込むことは、討議の効率悪化などの弊害も予想されるが、他方、活力と周知、広報性を生む方策である。

マラケシ会議に続く、今年度の世界遺産委員会会議開催地は、オーストラリアのケアンズである。オセアニア地域はアジアの海洋型の文化との共通点も多く持つ地域である。

ケアンズ会議が21世紀の世界遺産の将来像を指向する有意義なものとなるよう、日本は松浦体制を支え、組織の活性化と新たな運動指針を打ち出すべきである。

<参 考 文 献>

- ・ The World Heritage Newsletter (UNESCO)
- ・ World Heritage Review (INCAFO)
- ・ The UNESCO Courier (UNESCO)
- ・ National Geographic(National Geographic Society)
- ・ 世界遺産データ・ブック (シンクタンクせとうち)
- ・ 世界遺産条約資料集 (日本自然保護協会)
- ・ 世界遺産条約・履行のための作業指針 (世界遺産委員会)
- ・ The World Heritage Map (UNESCO WH Center)
- ・ Text of the Convention concerning the Protection of the World's Cultural and Natural Heritage (UNESCO)
- ・ Operational Guidelines for the Implementation of Convention (UNESCO)
- ・ 世界週報 (時事通信社)
- ・ 世界の動き (外務省)
- ・ 世界年鑑 (共同通信社)
- ・ 世界遺産年鑑 (日本ユネスコ協会連盟)